

# 令和3年度 第2回

## 音更町交通安全運動推進委員会議案

日 時 令和3年8月20日（金）  
午後1時

場 所 音更町役場 第1・第2委員会室

音 更 町

# 次 第

1 開会

2 委嘱状交付

3 委員長あいさつ

4 町長あいさつ

5 議事

議案第1号 第11次音更町交通安全計画（素案）について

その他

6 閉会

# 議案第1号 第11次音更町交通安全計画（素案）について

## ●第11次音更町交通安全計画（素案）の概要

### 第1章 交通安全計画の概要

#### 1 計画の目的

交通事故のない社会を目指して、交通安全対策を積極的に推進し、安全で安心なまちづくりを進めることを目的とします。

#### 2 計画の位置付け

交通安全対策基本法第25条に基づき北海道が策定した【第11次北海道交通安全計画】に準拠し、同法第26条により本町が策定するものであり、【第6期音更町総合計画】の個別計画です。

#### 3 計画の基本理念

##### ・交通事故のない社会を目指して

悲惨な交通事故の根絶に向け、より一層町民が交通安全に関する各種活動に積極的に参加し、協働していくことが重要です。

##### ・人優先の交通安全思想

高齢者、障がい者及び子どもなどの交通弱者の安全を一層確保する必要があることから、「人優先」の交通安全思想を基本とした施策を推進します。

##### ・高齢化が進んでも安全に移動できる社会の構築

高齢になっても安全に移動することができ、安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会、さらに、年齢や障がいなどの有無に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」の構築が必要です。

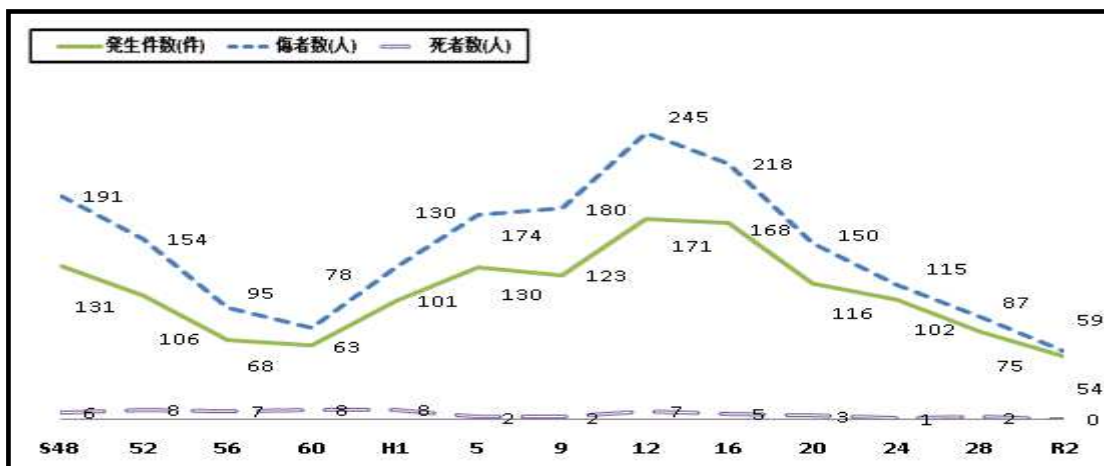
#### 4 計画の期間

2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間

## 第2章 道路交通事故の現状と今後の見通し

### 1 道路交通事故の現状

#### ○交通事故の発生状況



## ○第10次計画期間（H28～R2）の本町における交通事故の特徴

- ・交差点及びその付近での発生が多い  
発生件数 : 346件中、177件 割合 51.2%
- ・事故に占める車両相互事故の割合が高く、特に追突と出会い頭の衝突が多い  
発生件数 : 346件中、292件 割合 84.4%  
追突・出会い頭 : 292件中、229件 割合 78.4%
- ・一時停止無視、前方不注意、左右確認不徹底による事故が多い  
発生件数 : 346件中、205件 割合 59.2%
- ・65歳以上による交通事故件数の割合が高い  
発生件数 : 346件中、87件 割合 25.1%

## 2 これからの5年間（計画期間）において特に注視すべき事項

- ・高まる安全への要請と交通安全  
感染症や防犯など安全への要請が高まる中であっても、確実に交通安全を図る必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響の注視  
事故防止対策への影響など計画期間を通じて注視し、必要な対策を臨機に着手します。

## 第3章 交通安全計画における目標

### 1 数値目標

- ・年間の24時間交通事故死者数ゼロを目指す
- ・令和7年までに、年間の傷者数60人以下を目指す

参考：第10次交通安全計画の目標

- ・年間の24時間交通事故死者数ゼロを目指す
- ・令和2年までに、年間の傷者数80人以下を目指す

区分	H28	H29	H30	R1	R2	計
発生件数(件)	75	94	66	57	54	346
死者数(人)	2	0	1	1	0	4
傷者数(人)	87	110	75	71	59	402

### 2 目標達成のための重点課題

- ・高齢者、障がい者及び子どもの安全確保  
高齢者が安全かつ安心して外出や移動ができる交通社会の形成や、障がい者や子どもを交通事故から守るため、誰もが利用しやすい歩道の整備を促進する必要があります。
- ・歩行者及び自転車の安全確保  
安全で安心な社会の実現には自動車と比べて弱い立場にある歩行者、自転車の安全を確保する必要があります。
- ・町民の交通事故防止意識の醸成  
交通事故は、誰もがある日突然、被害者あるいは加害者になるおそれがあることから、交通安全対策に関心を持ってもらう意識の向上を図る必要があります。

## 第4章 講じようとする施策

施策	推進方策
<p><b>1 道路交通環境の整備</b></p> <p>町民が安全で安心して外出できる交通社会の形成のため、歩道を計画的に整備するなど、人優先の道路交通環境整備の拡大を図ります。</p>	<p>(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備</p> <p>(2) 交通安全施設等整備事業の推進</p> <p>(3) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備</p> <p>(4) 高齢者等の移手段の確保・充実</p> <p>(5) 総合的な駐車対策の推進</p> <p>(6) 災害に備えた道路交通環境の整備</p>
<p><b>2 交通安全教育の充実</b></p> <p>交通安全教育については、学校、関係団体、地域社会などがそれぞれの役割を担い、互いに連携を密にしながらの活動を推進します。</p>	<p>(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進</p> <p>(2) 効果的な交通安全教育の推進</p> <p>(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進</p> <p>(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進</p> <p>(5) 町民の参加・協働の推進</p>
<p><b>3 安全運転の確保</b></p> <p>運転に不安のある免許保有者に対して、返納しやすい環境の充実を図ります。</p>	<p>(1) 運転免許証自主返納の推進</p>
<p><b>4 車両の安全性の確保</b></p> <p>自動車の安全性に関する情報提供などを適切に実施します。</p>	<p>(1) 自動車の検査及び点検整備の充実</p> <p>(2) 自転車の安全性の確保</p>
<p><b>5 道路交通秩序の維持</b></p> <p>交通ルール無視による交通事故を防止するため、交通指導取締りを関係機関に要請します。</p>	<p>(1) 道路交通秩序の維持</p>
<p><b>6 救助・救急活動の充実</b></p> <p>救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図ります。</p>	<p>(1) 救助・救急体制の整備</p> <p>(2) 救急関係機関の協力関係の確保等</p>
<p><b>7 交通事故被害者支援の充実と推進</b></p> <p>交通事故被害者のための情報提供の充実を図り、被害者支援を推進します。</p>	<p>(1) 交通事故被害者支援の充実と推進</p>
<p><b>8 冬季における道路交通の安全</b></p> <p>冬季の交通安全に関する諸施策を総合的かつ効果的に推進します。</p>	<p>(1) 道路交通環境の整備</p> <p>(2) 交通安全教育の充実</p>

## ●計画策定のスケジュール

- 4月30日 第1回交通安全運動推進委員会に諮問、概要説明
- 5月28日 民生常任委員会に説明
- 7月7日 第11次北海道交通安全計画公表
- 8月20日 第2回交通安全運動推進委員会で素案を作成
- 9月上旬 民生常任委員会に説明
- 9月中旬～ パブリックコメントを実施
- 10月中旬
- 11月上旬 第3回交通安全運動推進委員会で原案を作成
- 11月中旬 交通安全運動推進委員会から町長へ答申
- 11月下旬 民生常任委員会に説明
- 12月下旬 決定・公表